

国立大学法人香川大学における新型コロナウイルス感染症への対応指針

方針：本対応指針は、本学の学生、教職員及びその家族の健康と安全を確保するとともに、本学における感染拡大防止のため策定するもの。

留意点：原則として、全学共通の対応指針とするが、医学部及び附属病院については、その機能及び社会的使命に鑑み、別途定める。

現在の状況	制限レベル	入構	授業(教育活動)	課外活動	研究活動	管理運営活動	会議	移動制限
感染予防対策期（新しい生活様式への移行）	小	【学生・教員・職員】 ・感染防止対策の上、可	【学生・教員・職員】 ・感染防止対策(3密回避)の上、対面での実施可 ・レポート等の提出は、紙媒体での提出可 ・学生からの問い合わせは、学務係窓口、電話、メールで対応	【学生】 ・感染防止対策(3密回避)の上、実施	【学生・教員・職員】 ・感染防止対策(3密回避)の上、実施	【職員】 ・感染防止対策(3密回避)の上、実施 (在宅勤務、時差出勤等を推奨)	【教員・職員】 ・感染防止対策(3密回避)の上、実施	【学生・教員・職員】 ・不要不急の移動は自粛 (困難な場合は感染防止(3密回避)対策の上、移動)
	中	【学生】 ・不要不急の入構自粛(～6/17) (※生協、PCルーム、図書館、講義室利用は可) 【教員・職員】 ・感染防止対策の上、可	【学生・教員】 ・可能な限り遠隔で実施 ・レポート等の提出は、Moodle、メールのみ ・学生からの問い合わせは、電話、メールで対応	【学生】 ・不要不急の活動自粛	【学生・教員】 ・感染防止対策の徹底 ・北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川での活動は控える ・学会等への参加自粛 【研究指導】 ・対面での指導自粛	【職員】 ・感染防止対策(3密回避)の上、実施 (可能な業務に在宅勤務を適用)	【教員・職員】 ・可能であれば遠隔会議 (困難な場合は感染防止対策(3密回避)の上、実施)	【学生・教員・職員】 ・北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川への移動は控える (移動後は14日間の自宅待機)
	大	【学生】 ・原則禁止(～6/17) (※生協、PCルーム、図書館、講義室利用は可) 【教員・職員】 ・感染防止対策の上、可 (※生協等利用は限定的に可) (※生協は短縮営業で、感染防止対策(3密回避・マスク着用)を遵守出来ない場合は入店禁止)	【学生・教員】 ・遠隔講義のみ実施(～6/17) (可能な限り在宅で対応、ただし、PCルーム、図書館、講義室利用は可) ・レポート等の提出は、Moodle、メールのみ ・学生からの問い合わせは、電話、メールで対応	【学生】 ・禁止(～6/17)	【学生・教員】 ・自宅での活動を原則 ・特定警戒都道府県での活動は原則中止 ・県外での活動原則自粛 ・学会等への参加原則自粛 【指導】 ・ゼミ等対面での指導は自粛 ・やむをえない事由での活動に限り、部局長の許諾の下で最小限を実施(学生への活動の強制は禁止) ※別途掲載資料参照	【職員】 ・可能な限り在宅勤務で対応	【教員・職員】 ・不要不急の会議中止 (その他は遠隔会議)	【学生】 ・県外移動自粛 (特定警戒都道府県への移動後は14日間の自宅待機) 【教員・職員】 ・県外移動自粛(隣県間の通勤・地域医療支援を除く) (特定警戒都道府県への移動後は14日間の自宅待機)
	禁止	【学生】 ・禁止 【教員・職員】 ・危機対策本部長が認めた者のみ可 (原則在宅勤務で対応)	【学生・教員】 ・遠隔講義のみ実施 (在宅でのみ可) ・レポート等の提出は、Moodle、メールのみ ・学生からの問い合わせは、メールで対応	【学生】 ・禁止	【学生・教員】 ・学内外での全ての研究活動を停止 ・研究基盤維持のため最小限の業務のみ、部局長の許諾の下で対応	【職員】 ・最低限の大学機能維持業務のみ最小人数で実施(その他は在宅勤務で対応)	【教員・職員】 ・原則中止 (緊急の場合遠隔会議)	【学生・教員・職員】 ・県外移動禁止 (自宅待機を併せて要請)

※黄色部分が現在該当する箇所

国立大学法人香川大学における新型コロナウイルス感染症への対応指針に係る行動制限の考え方

I. 国・県からの要請・指示	レベル	備考
要請なし	0	
注意喚起	1	5/25付で政府から全都道府県の緊急事態宣言解除。
自粛要請	2	
休業要請	3	
休業指示	4	

II. 香川県内の感染状況	レベル	備考
感染者なし	0	
新規感染者が散発的に発生	1	4/20以降の新規感染者は0名。
新規感染者が1日当たり数名～9名発生	2	
新規感染者が1日当たり10名以上発生	3	
新規感染者が爆発的に発生	4	

III. 本学学生・教職員の感染者	レベル	備考
なし	0～2	本学関係者の感染は確認されていない。
1名発生	3	
複数発生	4	

4. 全学の行動制限の決定	行動制限レベル	備考
上記Ⅰ～Ⅲのレベルを判断基準として、教育（授業、課外活動、入構）、研究（教員・学生）、運営（会議、事務）の各区分で具体的な制限事項を明記する。 ただし、上記判断基準は各区分において、個々に適用して検討を行う。	通常（制限なし）	
	小	
	中	
	大	
	禁止	

※ 黄色部分が現在の状況を示す。